

令和元年度

業務報告書

地方公務員災害補償基金

業 務 報 告 書 目 次

I	地方公務員災害補償基金の概要	1
1	設立年月日	1
2	根拠法	1
3	主務大臣	1
4	業務内容	1
5	組織	1
(1)	事務所の所在地	2
(2)	代表者委員会	2
(3)	運営審議会	3
(4)	役員	3
(5)	職員	3
(6)	認定の仕組み	3
(7)	業務に要する財源	4
6	主な制度等の沿革	5
II	令和元年度の業務の実施状況	10
1	対象団体数及び対象職員数	10
2	補償の状況	11
3	不服申立ての状況	13
4	訴訟の状況	13
5	第三者加害事案	13
6	公務災害防止事業	13
7	補償実施業務の効率化など	14
8	制度等の改正等	15
9	対処すべき課題	17
III	決算の概要	18
1	普通補償経理	18
2	特別補償経理	22

業 務 報 告 書

I 地方公務員災害補償基金の概要

1 設立年月日

昭和42年12月1日

2 根拠法

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

3 主務大臣

総務大臣

4 業務内容

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、全ての地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）の常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む。以下同じ。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行っています。また、併せてこれら災害の被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うことを業務内容としています。

5 組織

基金は、地方公共団体等に代わって統一的な補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設立された、地方公共団体が主体となって業務運営を行う、いわゆる地方共同法人です。

基金は、主たる事務所である本部を東京都に置いています。また、従たる事務所である支部を都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに置いており、67支部が置かれています。

基金には、基金の最終的な意思決定機関として地方公共団体の代表者 3 名で構成される代表者委員会が置かれ、役員として理事長、理事 4 名、監事 1 名が置かれています。

また、基金の業務に関する地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）の変更等重要事項を審議する機関として運営審議会が置かれています。

さらに、基金が行う補償に関する決定について不服がある者からなされる審査請求を審査・裁決する機関として、本部に審査会が、支部に支部審査会が置かれています。

なお、本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な運用を図るための基準の作成及びその実施の確保を図るための業務を行っています。また、支部は、都道府県知事及び指定都市の市長の職にある者をもって充てる支部長を置き、具体的な事案についての公務災害及び通勤災害の認定、補償金額の決定及び支払等の業務を行っています。

(1) 事務所の所在地

① 本部 〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー 8 階

② 支部 別表 1 「従たる事務所（支部）の所在地」のとおり。

(2) 代表者委員会

基金の最終的な意思決定機関として、代表者委員会があります。

代表者委員会は、次に掲げる事項を議決します。

① 定款の変更

② 地方公務員災害補償基金業務規程（以下「業務規程」という。）の変更

③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、代表者委員会は、総務大臣の認可を受けて理事長及び監事を任命するほか、理事長が理事を任命するに当たっては代表者委員会の同意を得る必要があり、役員の解任に関しても同様の関与が規定されています。

代表者委員会の委員は、別表 2 のとおり、令和元年度の開催状況は、別表 3 のとおりです。

(3) 運営審議会

基金の審議機関として、運営審議会があります。

運営審議会は、次に掲げる事項を審議します。

- ① 定款の変更
- ② 業務規程の作成及び変更
- ③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
- ④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて、基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議します。

運営審議会の委員は、別表４のとおり、令和元年度の開催状況は、別表５のとおりです。

(4) 役員

基金の役員数は、６名（常勤３名、非常勤３名）です。

役員の氏名、役職、任期及び経歴は、別表６のとおりです。

(5) 職員

基金の業務に従事している職員数（令和２年３月末日現在）は、次のとおりです。

- ① 本部 ３８名
- ② 支部 １，１１８名（うち基金業務に専ら従事する職員は、９５名）

なお、支部では、法律に基づき、都道府県又は指定都市の職員が支部職員として基金の業務に従事しています。

(6) 認定の仕組み

地方公共団体等の職員が災害を受け、それが公務災害又は通勤災害によるとされる場合には、当該被災職員又はその遺族は、基金に対しその補償を請求することとなります。その主な流れは、次のとおりです。

- ① 被災職員又はその遺族（以下「被災職員等」という。）は、認定請求書、補償請求書及び必要書類を任命権者に提出します。
- ② 任命権者は、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当するかどうかの意見を付して、支部長に提出します。
- ③ 支部長は、認定基準に基づき慎重に審査の上、公務上・外又は通勤災害該当

- ・非該当の認定を行います。

なお、各支部間における認定業務の統一性の確保及び判断困難事案の適正処理の観点から、本部における各種基準の設定及び特定事案についての本部協議が行われています。

また、認定等に不服のある被災職員等は、支部審査会に審査請求を行うことができ、支部審査会の裁決になお不服がある場合には、審査会に対し再審査請求を行うことができます。

なお、平成28年4月1日以降、行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えは、支部審査会の裁決に不服がある場合には、審査会の再審査請求を経ることなく、提起することができることになっています。

審査会（本部）の委員は、別表7のとおりです。

(7) 業務に要する財源

基金が行う災害補償等を実施するために必要な費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金によって賄われています。

負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用等を考慮して定める割合（負担金率）を乗じて得た額の合計額とされています。

また、基金の経理は、普通補償経理と特別補償経理に分けられています。このうち普通補償経理は、全ての地方公共団体等を対象とするもので、特別補償経理で賄うべきもの以外の補償及び福祉事業の実施に要する費用等を経理しています。一方、特別補償経理は、基金制度創設前から公務災害による療養に対し給与支給に替えて休業補償を行っていた団体等を対象としており、具体的には、業務規程で定める51の団体の職員に対して行う休業補償及び休業援護金に要する費用を経理しています。

負担金率も経理ごとに決められており、普通補償経理については定款で、特別補償経理については業務規程で規定されています。令和元年度の負担金に適用される職員の区分及び負担金率は、別表8のとおりです。

なお、普通補償経理及び特別補償経理に係る負担金率については、令和元年11月28日に開催した代表者委員会の議決及び令和元年12月12日付けの総務大臣の認可により、定款及び業務規程が変更され、令和2年度分の負担金

から新しい負担金率を適用することとされました。

普通補償経理に係る負担金率の算定方法については、平成25年2月12日の財政委員会答申において、平成26年度以降の新規裁定年金分について充足賦課方式を採用することを主な内容とする見直しを行い、おおむね3年ごとに負担金率の改定を行うこと及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げを複数回に分けるなど、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の特例的な取崩しを行うこととされています。

これを踏まえ、令和2年度から適用する普通補償経理に係る負担金率の改定は、以下3点の基本方針に基づき実施しました。

- ① 充足賦課方式への円滑な移行を実現するため、平成26年度から3年ごとに3段階で実施することとされている負担金率改定の第3段階の改定を行うこと。
- ② 平成29年度から令和元年度の第2段階における基金の収支状況等を踏まえた負担金率の改定を行うこと。
- ③ 負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げ幅は段階的かつ緩やかなものとする。

また、平成22年度から、任命権者の公務災害防止のための取組を促すことにより公務災害の減少を図り、併せて負担の公平を図る目的で、地方公共団体ごとの各職種別の負担金に占める給付費の割合に応じて、負担率を引き上げる又は引き下げることにするメリット制を導入しているところです。

6 主な制度等の沿革

基金は、設立と同時に主たる事務所である本部を東京都に置き、また、従たる事務所である支部を都道府県及び指定都市ごとに置き、当初52支部が置かれました。

その後、沖縄の日本への復帰に伴い、昭和47年5月15日に沖縄県支部が増設されました。また、新たに札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市及び熊本市が指定都市として指定されたことに伴い、支部が増設され、令和元年度末現在で、67支部が置かれています。

基金設立以降の主な制度等の沿革は、次のとおりです。

(1) 補償の拡充

地方公務員災害補償法制定以来、国家公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法に基づく災害補償制度等との均衡を図るとともに、社会環境の変化に伴う公務災害の多様化等に対処した制度の創設に加え、被災職員及び遺族に対する補償内容の改善・充実に努めています。

補償の種類は、地方公務員災害補償制度の発足時には7種類でしたが、現在では、①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、⑤介護補償、⑥遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）、⑦葬祭補償、⑧障害補償年金差額一時金、⑨障害補償年金前払一時金、⑩遺族補償年金前払一時金並びに船員のみに適用される⑪予後補償及び⑫行方不明補償の12種類となっています。

(2) 特殊公務災害補償制度の創設

地方公務員のうち警察職員、消防職員等の特殊公務に従事する職員は、その任務遂行に当たって、その生命及び身体に高度の危険が予測される状況にあってもその職務を遂行しなければなりません。こうしたことから、このような状況下において公務上の災害を受けた場合に公務災害補償上特別の措置を講ずる特殊公務災害補償制度が、昭和47年に創設されました。

(3) 通勤災害補償制度の創設

通勤途上の災害については、制度発足当初は、通勤が任命権者の支配が及ぶ等の状況にあると認められる場合を除き、災害補償の対象にされていませんでしたが、昭和48年12月1日からは、通勤災害についても災害補償の対象に加えられました。

(4) 福祉事業（旧福祉施設）の拡充

旧福祉施設は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域の付加的給付として発足しました。基金設立当初は、外科後処置に関する施設、休養又は療養に関する施設、リハビリテーションに関する施設、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設並びに休業援護金及び奨学援護金の支給の7種類でしたが、その後、社会経済情勢等の変化等に即応して物的給付や金銭給付の充実が図られました。平成7年8月1日からは、その実施内容を

理解しやすくするため等の理由により、名称が「福祉施設」から「福祉事業」に改められました。

現在の福祉事業は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金及び長期家族介護者援護金の18事業となっています。

(5) 公務災害防止事業の創設

平成7年の地方公務員災害補償法の改正により、基金の業務として、公務災害防止事業が創設されました。これには、公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助、公務上の災害を防止する対策の調査研究並びに公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する3つの事業があります。

(6) 不服申立制度の改正

基金の支部長が行う補償の決定に不服がある場合には、審査請求と再審査請求の二段階の不服申立制度が設けられています。

平成8年には、審理の迅速処理を図るとともに不服申立制度の趣旨をいかすため、地方公務員災害補償法の一部改正により、次の改正が行われました。

- ① 審査請求後3か月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。
- ② 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3か月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする。
- ③ 審査会の委員を1人増員するとともに、二合議体（委員6人）の二部制とすること。

平成26年には、行政不服審査法について、関係法制度の整備・拡充を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成26年6月13日に全部改正された行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）が公布されました。併せて、地方公務員災害補償法の一部が改正され、基金の不服申立制度については、審査請求及び再審査請求

の二段階制が維持されるとともに、再審査請求については訴訟との選択制に移行するなどの改正が行われました。なお、改正行審法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する規定は、平成２８年４月１日に施行されました。

(7) 基金の地方共同法人化

平成１３年１２月１９日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、基金は地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（いわゆる「地方共同法人」）にすることとされました。

これを受け、基金について地方公共団体が主体となって業務運営を行うために必要な措置を講ずることを内容とする地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成１４年法律第１３５号）が公布され、平成１５年１０月から施行されました。

こうして、地方共同法人となった基金には、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会が設置され、これが基金の意思を決定することとなり、この代表者委員会が理事長及び監事を任命することとなりました。また、事業計画、予算及び決算に関する総務大臣の承認が廃止されるとともに、従来政令で定められていた地方公共団体の負担金率が定款で定められることとなりました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令（以下「施行令」という。）、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）、定款及び業務規程についても、地方公共団体が主体となって業務運営を行うとする法改正の趣旨に沿った改正が行われました。

(8) 地方独立行政法人職員の地方公務員災害補償法の適用

平成１５年には、各地方公共団体の自主的な判断に基づき、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営等の業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的として、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）が制定されました。

これに伴い、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１５年法律第１１９号）が制定され、地方公務員災害補償法について改正が行われ、地方独立行政法人法に基づき設立される特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人の役職員についても、地方公務員災害補償法の適用対象とす

ることとされました。

この法改正に併せて、施行令、施行規則、定款及び業務規程についても、所要の規定の整備が行われました。

(9) 情報公開及び個人情報保護

基金は、平成15年10月1日から、地方共同法人化に伴い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象から外れることとなりました。しかし、基金の公的性格に鑑み、引き続き、国、独立行政法人等の公的機関における情報公開と同様に対応することとし、地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程等を定め、情報の公開を行っています。

また、平成17年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が全面施行されました。これに伴い、基金は、同法の定める個人情報取扱事業者として、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程等を定め、同法に基づく適正な対応を行っています。

なお、不開示決定等に対する不服の申立てについては、地方公務員災害補償基金情報公開・個人情報保護審査会（委員は、別表9を参照）を設置し、適切に対応しています。

(10) 通勤範囲の改定

平成18年4月1日からは、地方公務員災害補償法の一部改正により、①複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び②単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を新たに通勤災害補償制度の対象とすることとされました。

また、平成29年1月1日からは、施行規則の一部改正により、孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護について、同居していなくとも日常生活上必要な行為とされたため、その後の合理的な経路への復帰後の移動についても新たに通勤災害補償制度の対象とすることとなりました。

Ⅱ 令和元年度の業務の実施状況

1 対象団体数及び対象職員数

(1) 対象団体数

全ての団体を対象とした普通補償経理の令和2年3月31日現在の対象団体数は、都道府県47団体、市及び特別区815団体、町村926団体、一部事務組合等1,342団体、地方独立行政法人147団体の合計3,277団体となっています。

また、特別補償経理の対象団体数は、都道府県2団体、市及び特別区30団体、町村1団体、一部事務組合7団体、地方独立行政法人11団体の計51団体となっています。

(2) 対象職員数

① 普通補償経理

平成30年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県1,446千人、市及び特別区1,163千人、町村153千人、一部事務組合等194千人の合計2,955千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員714千人、義務教育学校職員以外の教育職員413千人、警察職員285千人、消防職員164千人、電気・ガス・水道事業職員76千人、運輸事業職員21千人、清掃事業職員45千人、船員2千人、その他の職員1,236千人となっています。

② 特別補償経理

平成30年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県169千人、市及び特別区229千人、町村0.3千人(254人)、一部事務組合等17千人の合計416千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員103千人、義務教育学校職員以外の教育職員41千人、警察職員45千人、消防職員33千人、電気・ガス・水道事業職員16千人、運輸事業職員16千人、清掃事業職員13千人、船員0.05千人(52人)、その他の職員149千人となっています。

2 補償の状況

令和元年度における認定件数並びに補償及び福祉事業の給付の状況は以下のとおりです。

(1) 認定件数

令和元年度における公務災害及び通勤災害の認定請求の受理件数は、29,937件（公務災害26,861件、通勤災害3,076件）で、前年度に比べ、580件（1.9%）減少しています（公務災害502件（1.8%）の減、通勤災害78件（2.5%）の減）。

このうち、公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定した件数は、29,360件（公務災害26,390件、通勤災害2,970件）で、前年度に比べ、172件（0.6%）減少しています（公務災害127件（0.5%）の減、通勤災害45件（1.5%）の減）。

なお、職種ごとの認定件数は、次のとおりです。

職種別認定件数（令和元年度）			（単位：件）
区 分	公務災害	通勤災害	計
義 務 教 育 学 校 職 員	5, 2 3 0	4 2 6	5, 6 5 6
義務教育学校職員以外の教育職員	3, 2 2 1	3 3 2	3, 5 5 3
警 察 職 員	5, 6 8 1	2 4 4	5, 9 2 5
消 防 職 員	1, 3 0 4	1 2 2	1, 4 2 6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 事 業 職 員	2 7 9	9 3	3 7 2
運 輸 事 業 職 員	1 2 1	3 5	1 5 6
清 掃 事 業 職 員	8 4 8	8 8	9 3 6
船 員	3 4	0	3 4
そ の 他 の 職 員	9, 6 7 2	1, 6 3 0	1 1, 3 0 2
合 計	2 6, 3 9 0	2, 9 7 0	2 9, 3 6 0

(2) 給付の状況

① 給付件数

令和元年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、

44,269件で、このうち補償の給付件数は、38,002件（前年度に比べ、1,603件（4.0%）の減）で、公務災害が33,713件、通勤災害が4,289件となっています。また、福祉事業の給付件数は6,267件（前年度に比べ、167件（2.6%）の減）で、公務災害に係るものが4,969件、通勤災害に係るものが1,298件となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、2,065件で、このうち補償の給付件数は、1,009件（前年度に比べ、125件（11.0%）の減）で、公務災害が851件、通勤災害が158件となっています。また、福祉事業の給付件数は、1,056件（前年度に比べ、129件（10.9%）の減）で、公務災害が872件、通勤災害が184件となっています。

② 給付額

令和元年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、23,972百万円で、このうち補償費が19,617百万円（前年度に比べ、524百万円（2.6%）の減）で、公務災害に係るものが15,957百万円、通勤災害に係るものが3,660百万円となっています。また、福祉事業給付費は、4,356百万円（前年度に比べ、56百万円（1.3%）の増）で、公務災害に係るものが3,565百万円、通勤災害に係るものが791百万円となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、449百万円で、このうち補償費は、331百万円（前年度に比べ、79百万円（19.3%）の減）で、公務災害に係るものが268百万円、通勤災害に係るものが64百万円となっており、また、福祉事業費は、118百万円（前年度に比べ、25百万円（17.2%）の減）で、公務災害に係るものが93百万円、通勤災害に係るものが25百万円となっています。

なお、普通補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表10「普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」、特別補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表11「特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」のとおりです。

3 不服申立ての状況

令和元年度において、支部審査会に対してなされた審査請求件数は139件、処理された事案は136件で、内訳は裁決131件（却下5件、棄却102件、取消し21件、一部取消し3件）、取下げ5件です。また、審査会に対してなされた再審査請求件数は29件、処理された事案は43件で、内訳は裁決42件（却下1件、棄却41件）、取下げ1件です。

令和元年度末における審理中件数は、支部審査会134件、審査会26件となっています。

4 訴訟の状況

地方公務員災害補償法によって行う補償に関する決定は、行政事件訴訟法による訴訟の対象とされ、補償の決定に不服がある者は、原則として、審査請求に対する支部審査会の裁決又は再審査請求に対する審査会の裁決を経て、訴訟を提起できることとされています。

令和元年度において新たに提起された訴訟は12件、判決が言い渡された事件が30件となっています。また、年度内に終結した事件は17件で、令和元年度末における訴訟係属件数は37件となっています。

5 第三者加害事案

令和元年度に第三者加害事案（公務災害又は通勤災害として認定された事案のうち、その災害が第三者の行為によって生じたもの）として認定した件数は、2,435件で、前年度に比べ133件（5.2%）減少しています。

6 公務災害防止事業

令和元年度に実施した公務上の災害を防止する事業の実施状況は、次のとおりです。

(1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が行う「学校給食事業安全衛生管理セミナー」「清掃事業安全衛生管理セミナー」「安全管理研修会」「消防職員安全衛生管理研修会」「病院等における災害防止対策研修会」「警察職員安全衛生管

理セミナー」「新任安全衛生担当者基本研修会」「学校における安全衛生管理者研修会」「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」「職場環境改善アドバイザー派遣事業」「重大公務災害防止対策セミナー」「職場巡視・安全衛生点検セミナー」「職場の衛生管理研修会」及び「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」への援助を実施しました。

(2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

「公務災害の発生状況等の調査に関する報告書作成事業」を一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し、「公務災害防止対策調査」を本部で実施しました。

(3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

「メンタルヘルス対策サポート推進事業」「公務災害防止啓発映像教材制作事業」を、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し実施しました。

7 補償実施業務の効率化など

基金では、基金本部・支部間における情報共有・連絡を図ることを目的として、「基金情報処理ネットワークシステム」（基金LAN）を平成9年度から、被災職員の公務・通勤災害認定等情報を情報システムにより処理することによる補償実施業務の効率化を目的として、「基金業務総合処理システム」を平成13年度から、それぞれ運用しています。

これらのシステムについては、その後平成21年1月に策定した「基金災害補償業務及び情報ネットワークに係る業務・システム最適化計画」に基づき、情報セキュリティ対策及び障害・災害対策の実施により業務遂行上のリスクの軽減に努めるとともに、業務システムの機能を拡充すること等により業務の効率化を図ってきたところです。

令和元年度においては、自治体で取組が行われている自治体情報システム強靱化向上モデルに則りセキュリティを強化する必要があるため、仮想化技術を導入するなどのシステム更改を実施しました。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成29年7月から基金情報連携システムを介して外部の行政機関と受給権者の年金情報等の照会・提供を実施しています。

8 制度等の改正等

令和元年度における制度等の改正は、次のとおりです。

(1) 毎月勤労統計の不適切な取扱いに伴う追加給付の特例〔施行規則の一部改正〕

＜平成31年4月1日から施行＞

厚生労働省が所管する毎月勤労統計の不適切な取扱いを受けて同統計の数値が再集計されたことに伴い、最低保障額等が変更されたことから、修正前の最低保障額等により算定された平均給与額を基礎として補償等を支払われた者に対して、一定額を加算した差額を支給できるよう特例が新設されました。

(2) スライド率等の改正〔総務省告示の一部改正〕

＜平成31年4月1日から施行＞

年金たる補償に係る平均給与額の改定のためのスライド率等を定める総務省告示の改正が行われました。

(3) 公務上の災害の範囲の一部改正〔施行規則の一部改正〕

＜平成31年4月10日から施行＞

施行規則別表第1に規定される公務上の災害の範囲に、「オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん」を追加する改正が行われました。

(4) 会計年度任用職員等の地方公務員災害補償の取扱いに係る周知〔事務連絡〕

＜令和2年4月1日から施行＞

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により新たに導入された会計年度任用職員については、一定の要件に該当する場合に地方公務員災害補償法の適用対象となること等、会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員災害補償の取扱いについて周知しました。

(5) 負担金率の改正に伴う規定整備〔定款及び業務規程の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

地方公共団体等が基金へ納付する負担金（普通補償経理及び特別補償経理）に

係る職員の区分ごとに定められている給与の総額に乗ずる割合について、地方公務員等の公務上の災害等に対する補償等の実情に応じ、負担金率の変更を行いました。

(6) 通勤災害に係る遺族特別援護金の支給額の改定〔業務規程の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、通勤災害分に係る遺族特別援護金の支給額を改定しました。

(単位：万円)

遺族補償の受給権者の区分				支給額	
				改正前	改正後
通 勤 災 害	年金受給権者			1,055	1,115
	一時金受給権者	①	配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹	1,055	1,115
		②	①以外の者で主な生計維持関係にあった18歳未満若しくは55歳以上又は障害等級第7級以上の障害の状態にある3親等内の親族	740	780
		③	①、②以外の者で主な生計維持関係にあったもの	420	445

(7) 長期家族介護者援護金の支給対象者の要件の改正〔業務規程等の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

国家公務員災害補償制度との均衡を考慮し、長期家族介護者援護金の支給対象者の要件のうち、神経系統の機能、精神又は胸腹部臓器の機能の著しい障害による「常時介護」を要していた者の遺族に「随時介護」を要していた者の遺族を加え、支給対象者の範囲を拡大する改正を行いました。

(8) 特別補償経理団体の名称変更等〔業務規程の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

令和元年10月1日に特別補償経理団体である大阪市・八尾市・松原市環境施

設組合が大阪広域環境施設組合に名称変更したこと、令和２年４月１日に特別補償経理団体である公立大学法人首都大学東京が東京都公立大学法人に名称変更したこと等に伴う所要の改正を行いました。

9 対処すべき課題

基金としては、今後とも次のような課題に対処しつつ、環境の変化や社会経済情勢の変化に対応し、更に迅速かつ公正な補償の実施の確保に努めていくことが必要であると考えています。

(1) 認定事務の迅速かつ公正な実施

公務災害の認定については、認定基準に則して迅速かつ公正な認定に努めます。特に心・血管疾患、脳血管疾患、精神疾患及び精神疾患に起因する自殺、石綿による疾病等に係る公務災害認定請求の判断困難事案については、医学専門家による最新の医学的知見を徴しながら、過重な業務による強度の精神的・肉体的負担と疾病の発症機序等を踏まえた迅速かつ公正な認定に努めます。

(2) 公務災害防止事業の推進

公務災害の発生を未然に防止することが極めて肝要であることから、災害発生率の高い職種及び地域の要因分析並びに災害防止対策の調査研究を進め、引き続き公務災害防止事業の推進に努めます。

Ⅲ 決算の概要

1 普通補償経理

令和元年度の収入は、負担金 2 7 2 億 3 0 9 万 4, 2 7 9 円、一部負担金 2 万 1, 4 0 0 円、利息及び配当金 3 億 7, 8 4 4 万 3, 9 0 8 円、賠償金 6 億 3, 6 9 2 万 7, 1 6 2 円、有価証券益 2 0 2 万円、雑収入 2 億 1 万 9, 1 5 4 円、支払備金経常戻入 4 0 億 5, 1 2 7 万 8, 9 0 4 円の合計 3 2 4 億 7, 1 8 0 万 4, 8 0 7 円です。

これに対し、支出は、補償費 1 9 6 億 1, 6 5 5 万 7, 7 1 2 円、福祉事業費 4 4 億 9, 5 0 9 万 2, 7 2 4 円、その他 6 4 億 3, 8 4 2 万 5, 5 6 4 円の合計 3 0 5 億 5, 0 0 7 万 6, 0 0 0 円であり、収入と支出の差額として、1 9 億 2, 1 7 2 万 8, 8 0 7 円の剰余金が生じます。なお、これにより当期末における不足金補てん積立金は、令和元年度当初の不足金補てん積立金 1 0 億 7 9 6 万 7, 3 0 0 円と合わせて、2 9 億 2, 9 6 9 万 6, 1 0 7 円となります。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表 1 2 「普通補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は、次のとおりです。

① 損益計算書の勘定科目

<損失>

・補 償 費 1 9, 6 1 6, 5 5 7, 7 1 2 円

当年度に支払った療養補償費 7 4 億 6, 4 2 4 万 4, 8 7 4 円、休業補償費 6, 8 8 3 万 4, 1 7 7 円、傷病補償年金費 9, 1 6 1 万 1, 1 6 9 円、障害補償費 3 6 億 8, 3 0 2 万 8 6 2 円、介護補償費 7, 6 5 2 万 9, 6 4 0 円、遺族補償費 8 1 億 9, 5 0 6 万 8, 9 9 0 円、葬祭補償費 3, 7 2 4 万 8, 0 0 0 円の合計額です。

・福祉事業費 4, 495, 092, 724円

当年度に支払った福祉事業給付費43億5, 572万1, 513円と公務災害防止事業費1億3, 937万1, 211円の合計額です。

・役員給与 50, 263, 787円

役員の報酬及び諸手当です。

・委員給与等 44, 444, 049円

審査会委員等の報酬、諸手当及び委員手当です。

・職員給与 362, 050, 342円

本部職員の人件費です。

・事業運営費 1, 311, 399, 459円

本部及び支部における事務費です。

・減価償却費 858, 538円

固定資産の当年度分減価償却費です。

・開発費償却 538, 497, 874円

開発費の当年度償却分です。

・支払備金繰入 4, 130, 911, 515円

令和元年度に新たに裁定された年金受給権者に対する将来年金分の繰入れです。

・剰余金 1, 921, 728, 807円

令和元年度中における収益（収入）の総額から損失（支出）総額を差し引いた剰余金です。

<収益>

- ・ 負 担 金 27,203,094,279円

補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

- ・ 一 部 負 担 金 21,400円

当年度の通勤災害の一部負担金です。

- ・ 利息及び配当金 378,443,908円

預貯金利息30万7,221円と資金の運用により取得した有価証券の利息3億7,813万6,687円の合計額です。

- ・ 賠 償 金 636,927,162円

当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

- ・ 有 価 証 券 益 2,020,000円

資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

- ・ 雑 収 入 200,019,154円

特別補償経理からの管理費分担金1億7,106万3,709円と過年度給付費の戻入等の雑入2,895万5,445円の合計額です。

- ・ 支払備金経常戻入 4,051,278,904円

平成25年度以前の裁定年金分と平成26年度以降の裁定年金分の戻入れです。

② 貸借対照表の勘定科目

<資産>

・現 金 100,000円

現金の残高です。

・銀 行 預 金 24,183,097,695円

全て普通預金です。

・仮 払 金 194,198円

雇用保険料の職員負担分を立て替えたものです。

・有 価 証 券 5,198,230,000円

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、地方債41億9,823万円とその他の有価証券10億円の合計額です。

・投資有価証券 40,097,110,000円

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債186億9,711万円とその他の有価証券214億円の合計額です。

・有形固定資産 17,674,468円

器具及び備品1,641万7,055円と一括償却資産125万7,413円の合計額です。

・無形固定資産 122,892,200円

電話加入権49万1,400円と保証金1億2,240万800円の合計額です。

・(繰延勘定)開発費 1,753,062,636円

基金業務総合処理システム及びLANシステムの開発分です。

<負債及び資本>

・仮 受 金 4, 8 4 9, 1 9 2 円

役職員給与等から源泉徴収した所得税や社会保険料等の個人負担分等です。

・引 当 金 4 1, 1 4 6, 3 0 0 円

職員等の退職手当の引当金です。

・支 払 備 金 6 8, 3 9 6, 6 6 9, 5 9 8 円

令和元年度末における支払備金の総額です。

・剰 余 金 2, 9 2 9, 6 9 6, 1 0 7 円

令和元年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

2 特別補償経理

令和元年度の収入は、負担金5億7, 271万8, 734円、利息及び配当金6, 713万1, 614円、賠償金3, 488万1, 011円、有価証券益39万円、雑収入1万1, 931円の合計6億7, 513万3, 290円です。

これに対し、支出は、補償費3億3, 131万8, 424円、福祉事業費1億1, 790万9, 422円、その他1億7, 106万3, 709円の合計6億2, 029万1, 555円であり、収入と支出の差額として、5, 484万1, 735円の剰余金が生じます。なお、これにより当期末における不足金補てん積立金は、令和元年度当初の不足金補てん積立金16億2, 391万1, 159円と合わせて、16億7, 875万2, 894円となります。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表13「特別補償経理の財務諸表」のとおりですが、各勘定の概要は次のとおりです。

① 損益計算書の勘定科目

<損失>

・補償費 331,318,424円

休業補償費として支払ったものです。

・福祉事業費 117,909,422円

福祉事業給付費（休業援護金）として支払ったものです。

・管理費分担金 171,063,709円

普通補償経理に対する管理費分担金として支払ったものです。

・剰余金 54,841,735円

令和元年度中における収益（収入）の総額から損失（支出）総額を差し引いた剰余金です。

<収益>

・負担金 572,718,734円

補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

・利息及び配当金 67,131,614円

預貯金利息2万9,098円と資金の運用により取得した有価証券の利息6,710万2,516円の合計額です。

・賠償金 34,881,011円

当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

・有価証券益 390,000円

資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

・雑 収 入 11,931円

過年度給付費の戻入等です。

② 貸借対照表の勘定科目

<資産>

・銀 行 預 金 2,634,188,716円

全て普通預金です。

・有 価 証 券 2,099,080,000円

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、全て地方債です。

・投資有価証券 6,799,710,000円

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債
47億9,971万円とその他の有価証券20億円の合計額です。

<負債及び資本>

・災害等補償準備金 9,854,225,822円

令和元年度末における災害等補償準備金の総額です。

・剰 余 金 1,678,752,894円

令和元年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

別表1 従たる事務所（支部）の所在地

(令和2年3月31日現在)

支 部 名	所 在 地
北海道支部	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6
青森県支部	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県支部	〒020-0023 盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎
宮城県支部	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県支部	〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県支部	〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県支部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県支部	〒310-0852 水戸市笠原町978-25
栃木県支部	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県支部	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県支部	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県支部	〒261-7133 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブ [®] ウエスト33階（補償・経理班） 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（審査班）
東京都支部	〒162-0052 新宿区戸山3-17-1 東京都戸山庁舎3階
神奈川県支部	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県支部	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県支部	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県支部	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県支部	〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県支部	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県支部	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県支部	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県支部	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1
三重県支部	〒514-8570 津市広明町13
滋賀県支部	〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府支部	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府支部	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
兵庫県支部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県支部	〒630-8501 奈良市登大路町30
和歌山県支部	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県支部	〒680-8570 鳥取市東町1-220
島根県支部	〒690-8501 松江市殿町1
岡山県支部	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
広島県支部	〒730-8511 広島市中区基町10-52

支 部 名	所 在 地
山口県支部	〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県支部	〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県支部	〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県支部	〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県支部	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県支部	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県支部	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県支部	〒850-8570 長崎市尾上町3-1
熊本県支部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
大分県支部	〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県支部	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県支部	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県支部	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
横浜市支部	〒231-0017 横浜市中区港町1-1
名古屋市支部	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
京都市支部	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
大阪市支部	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
神戸市支部	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
北九州市支部	〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1
札幌市支部	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2
川崎市支部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
福岡市支部	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
広島市支部	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
仙台市支部	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
千葉市支部	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
さいたま市支部	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
静岡市支部	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
堺市支部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1
新潟市支部	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
浜松市支部	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
岡山市支部	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
相模原市支部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
熊本市支部	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

別表2 代表者委員会委員

(令和2年3月31日現在)

氏 名	構 成	任 期
谷 本 正 憲	都道府県知事を代表	平成30年10月 1日～令和3年9月30日
辻 宏 康	市 長 を 代 表	令和 元年 6月12日～令和3年9月30日
荒 木 泰 臣	町 村 長 を 代 表	平成30年10月 1日～令和3年9月30日

別表3 令和元年度代表者委員会の開催状況

開 催 年 月 日	審 議 事 項
令和元年 6月25日	・平成30年度普通補償経理決算 ・平成30年度特別補償経理決算 ・理事長の選任同意 ・理事の選任同意
令和元年11月28日	・定款の一部を変更すること ・業務規程の一部を改正する規程
令和2年 3月27日	・令和2年度普通補償経理事業計画及び予算 ・令和2年度特別補償経理事業計画及び予算 ・業務規程の一部を改正する規程 ・理事の選任同意

別表4 運営審議会委員

(令和2年3月31日現在)

氏 名	構 成	任 期
杉 本 達 治	都 道 府 県 知 事	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
大 橋 良 一	市 長	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
小 椋 敏 一	町 村 長	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
藤 田 裕 司	都道府県教育委員会の教育長	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
北 井 久美子	都道府県公安委員会の委員	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
三 井 一 敏	地方公営企業の管理者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
鬼 木 誠	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
清 水 秀 行	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
村 上 彰 一	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
大 江 秀 敏	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
井 上 繁 規	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
平 谷 英 明	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日

別表5 令和元年度運営審議会の開催状況

開 催 年 月 日	審 議 事 項
令和元年 6月10日	・平成30年度普通補償経理決算 ・平成30年度特別補償経理決算
令和元年10月30日	・定款の一部を変更すること ・業務規程の一部を改正する規程
令和2年 3月 6日	・令和2年度普通補償経理事業計画及び予算 ・令和2年度特別補償経理事業計画及び予算 ・業務規程の一部を改正する規程

別表 6 役員の氏名、役職、任期及び経歴

(令和 2 年 3 月 3 1 日現在)

役 職	氏 名	任 期	主 要 経 歴 等
理 事 長	赤 穂 敏 広	令和 元年 7 月 5 日 ～ 令和 3 年 1 1 月 3 0 日	令和 元年 7 月就任 主要経歴：自治医科大学事務局長
理 事	澤 田 史 朗	令和 元年 7 月 5 日 ～ 令和 2 年 4 月 1 5 日	令和 元年 7 月就任 主要経歴：総務省消防庁総務課長
理 事 (非常勤)	遠 藤 雅 彦	令和 元年 1 2 月 2 日 ～ 令和 3 年 1 2 月 1 日	平成 3 0 年 1 0 月就任 現職：東京都総務局長
理 事 (非常勤)	長谷川 伸 二	令和 元年 1 2 月 2 日 ～ 令和 3 年 1 2 月 1 日	令和 元年 1 2 月就任 現職：愛知県一宮市総務部長
理 事 (非常勤)	小 椋 渉	令和 元年 1 2 月 2 日 ～ 令和 2 年 7 月 1 9 日	令和 元年 1 2 月就任 現職：福島県北塩原村副村長
監 事	山 際 宏 治	令和 2 年 2 月 1 日 ～ 令和 4 年 1 月 3 1 日	令和 2 年 2 月就任 主要経歴：人事院関東事務局長

別表7 審査会委員 (令和2年3月31日現在)

氏 名	任 期
井 口 傑	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
寺 本 明	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
上 田 紘 士	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
内 野 淳 子	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
石 川 良 二	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
熊埜御堂 武敬	令和 元年11月5日～令和 4年2月9日

別表8 職員の区分及び負担金率 (令和元年度適用分)

職員の区分	負 担 金 率	
	普通補償経理	特別補償経理
義務教育学校職員	0.90/1,000	0.07/1,000
義務教育学校職員 以外の教育職員	1.16/1,000	0.13/1,000
警 察 職 員	3.16/1,000	0.61/1,000
消 防 職 員	2.33/1,000	0.15/1,000
電気・ガス・水道 事業 職 員	1.95/1,000	0.11/1,000
運 輸 事 業 職 員	1.86/1,000	0.37/1,000
清 掃 事 業 職 員	3.43/1,000	0.82/1,000
船 員	3.77/1,000	0.39/1,000
そ の 他 の 職 員	1.09/1,000	0.09/1,000

別表 9 情報公開・個人情報保護審査会委員

(令和 2 年 3 月 3 1 日現在)

氏 名	任 期
吉 藤 正 道	平成30年11月 1日～令和3年10月31日
片 木 淳	平成30年11月 1日～令和3年10月31日
中 村 次 良	平成30年11月 1日～令和3年10月31日

別表１０ 普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
補 償 費	円	%	円	%	円	%
	15,956,745,913	81.7	3,659,811,799	82.2	19,616,557,712	81.8
	(33,713 件)	(87.2)	(4,289 件)	(76.8)	(38,002 件)	(85.8)
療 養 補 償 費	5,990,128,159	30.7	1,474,116,715	33.1	7,464,244,874	31.1
	(29,727 件)	(76.8)	(3,358 件)	(60.1)	(33,085 件)	(74.7)
休 業 補 償 費	22,699,854	0.1	46,134,323	1.0	68,834,177	0.3
	(39 件)	(0.1)	(3 件)	(0.1)	(42 件)	(0.1)
傷 病 補 償 年 金 費	61,662,414	0.3	29,948,755	0.7	91,611,169	0.4
	(18 件)	(0.0)	(7 件)	(0.1)	(25 件)	(0.1)
障 害 補 償 費	2,742,121,070	14.0	940,899,792	21.1	3,683,020,862	15.4
	(1,082 件)	(2.8)	(382 件)	(6.8)	(1,464 件)	(3.3)
介 護 補 償 費	56,534,969	0.3	19,994,671	0.4	76,529,640	0.3
	(75 件)	(0.2)	(30 件)	(0.5)	(105 件)	(0.2)
遺 族 補 償 費	7,048,262,897	36.1	1,146,806,093	25.8	8,195,068,990	34.2
	(2,734 件)	(7.1)	(503 件)	(9.0)	(3,237 件)	(7.3)
葬 祭 補 償 費	35,336,550	0.2	1,911,450	0.0	37,248,000	0.2
	(38 件)	(0.1)	(6 件)	(0.1)	(44 件)	(0.1)
福 祉 事 業 給 付 費	3,564,737,935	18.3	790,983,578	17.8	4,355,721,513	18.2
	(4,969 件)	(12.8)	(1,298 件)	(23.2)	(6,267 件)	(14.2)
休 業 援 護 金	8,038,336	0.0	16,868,802	0.4	24,907,138	0.1
	(39 件)	(0.1)	(4 件)	(0.1)	(43 件)	(0.1)
傷 病 関 係 給 付 費	14,562,374	0.1	6,673,382	0.1	21,235,756	0.1
	(18 件)	(0.0)	(7 件)	(0.1)	(25 件)	(0.1)
障 害 関 係 給 付 費	1,058,279,397	5.4	382,067,600	8.6	1,440,346,997	6.0
	(1,608 件)	(4.2)	(660 件)	(11.8)	(2,268 件)	(5.1)
遺 族 関 係 給 付 費	2,292,587,489	11.7	345,706,698	7.8	2,638,294,187	11.0
	(2,826 件)	(7.3)	(537 件)	(9.6)	(3,363 件)	(7.6)
そ の 他	191,270,339	1.0	39,667,096	0.9	230,937,435	1.0
	(478 件)	(1.2)	(90 件)	(1.6)	(568 件)	(1.3)
合 計	19,521,483,848	100.0	4,450,795,377	100.0	23,972,279,225	100.0
	(38,682 件)	(100.0)	(5,587 件)	(100.0)	(44,269 件)	(100.0)
割 合	%		%		%	
	81.4		18.6		100.0	
	(87.4)		(12.6)		(100.0)	

別表 1 1 特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
補 償 費	円 267,608,583	% 74.1	円 63,709,841	% 72.2	円 331,318,424	% 73.8
(休業補償費)	(851 件)	(49.4)	(158 件)	(46.2)	(1,009 件)	(48.9)
福 祉 事 業 給 付 費	93,344,927	25.9	24,564,495	27.8	117,909,422	26.2
(休業援護金)	(872 件)	(50.6)	(184 件)	(53.8)	(1,056 件)	(51.1)
合 計	360,953,510	100.0	88,274,336	100.0	449,227,846	100.0
	(1,723 件)	(100.0)	(342 件)	(100.0)	(2,065 件)	(100.0)
割 合	% 80.3		% 19.7		% 100.0	
	(83.4)		(16.6)		(100.0)	

別表12 普通補償経理の財務諸表

普通補償経理

貸借対照表

令和2年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,381,621,893 円	流 動 負 債	4,849,192 円
現 金	100,000		
銀 行 預 金	24,183,097,695	仮 受 金	4,849,192
普 通 預 金	24,183,097,695		
仮 払 金	194,198	固 定 負 債	68,437,815,898
		引 当 金	41,146,300
		退 職 給 与 引 当 金	41,146,300
有 価 証 券	5,198,230,000	支 払 備 金	68,396,669,598
地 方 債	4,198,230,000		
その他の有価証券	1,000,000,000		
固 定 資 産	40,237,676,668		
投 資 有 価 証 券	40,097,110,000	資 本	2,929,696,107
地 方 債	18,697,110,000		
その他の有価証券	21,400,000,000	剰 余 金	2,929,696,107
		不足金補てん積立金	2,929,696,107
有 形 固 定 資 産	17,674,468		
器 具 及 び 備 品	16,417,055		
一 括 償 却 資 産	1,257,413		
無 形 固 定 資 産	122,892,200		
電 話 加 入 権	491,400		
保 証 金	122,400,800		
繰 延 勘 定	1,753,062,636		
開 発 費	1,753,062,636		
合 計	71,372,361,197	合 計	71,372,361,197

普 通 補 償 経 理

損 益 計 算 書

自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	30,550,076,000	経 常 収 益	32,471,804,807
補 償 費	19,616,557,712	負 担 金	27,203,094,279
療 養 補 償 費	7,464,244,874	負 担 金	27,203,094,279
休 業 補 償 費	68,834,177		
傷 病 補 償 年 金 費	91,611,169		
障 害 補 償 費	3,683,020,862		
介 護 補 償 費	76,529,640	一 部 負 担 金	21,400
遺 族 補 償 費	8,195,068,990	一 部 負 担 金	21,400
葬 祭 補 償 費	37,248,000		
福 祉 事 業 費	4,495,092,724	利 息 及 び 配 当 金	378,443,908
福 祉 事 業 給 付 費	4,355,721,513	預 貯 金 利 息	307,221
休 業 援 護 金	24,907,138	有 価 証 券 利 息	378,136,687
傷 病 関 係 給 付 費	21,235,756		
障 害 関 係 給 付 費	1,440,346,997	賠 償 金	636,927,162
遺 族 関 係 給 付 費	2,638,294,187	賠 償 金	636,927,162
そ の 他	230,937,435		
公 務 災 害 防 止 事 業 費	139,371,211	有 価 証 券 益	2,020,000
公 務 災 害 防 止 事 業 費	139,371,211	有 価 証 券 益	2,020,000
役 員 給 与	50,263,787	雑 収 入	200,019,154
報 酬	29,748,298	管 理 費 分 担 金	171,063,709
諸 手 当	20,515,489	雑 入	28,955,445
委 員 給 与 等	44,444,049	支 払 備 金 戻 入	4,051,278,904
報 酬	18,712,715	支 払 備 金 戻 入	4,051,278,904
諸 手 当	14,870,034	支 払 備 金 経 常 戻 入	4,051,278,904
委 員 手 当	10,861,300		
職 員 給 与	362,050,342		
基 本 給 与	182,818,413		
諸 手 当	179,231,929		
事 業 運 営 費	1,311,399,459		
旅 費	11,366,375		
需 用 費	358,702,423		
支 部 経 費	941,330,661		
減 価 償 却 費	858,538		
減 価 償 却 費	858,538		
開 発 費 償 却	538,497,874		
開 発 費 償 却	538,497,874		
支 払 備 金 繰 入	4,130,911,515		
支 払 備 金 繰 入	4,130,911,515		
新 規 裁 定 年 金 分 繰 入	4,130,911,515		
剰 余 金	1,921,728,807		
剰 余 金	1,921,728,807		
剰 余 金	1,921,728,807		
合 計	32,471,804,807	合 計	32,471,804,807

別表13 特別補償經理の財務諸表

特 別 補 償 經 理

貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	円 4,733,268,716	固 定 負 債	円 9,854,225,822
銀 行 預 金	2,634,188,716	災 害 等 補 償 準 備 金	9,854,225,822
普 通 預 金	2,634,188,716	資 本	1,678,752,894
有 価 証 券	2,099,080,000	剰 余 金	1,678,752,894
地 方 債	2,099,080,000	不 足 金 補 て ん 積 立 金	1,678,752,894
固 定 資 産	6,799,710,000		
投 資 有 価 証 券	6,799,710,000		
地 方 債	4,799,710,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	2,000,000,000		
合 計	11,532,978,716	合 計	11,532,978,716

特 別 補 償 経 理

損 益 計 算 書

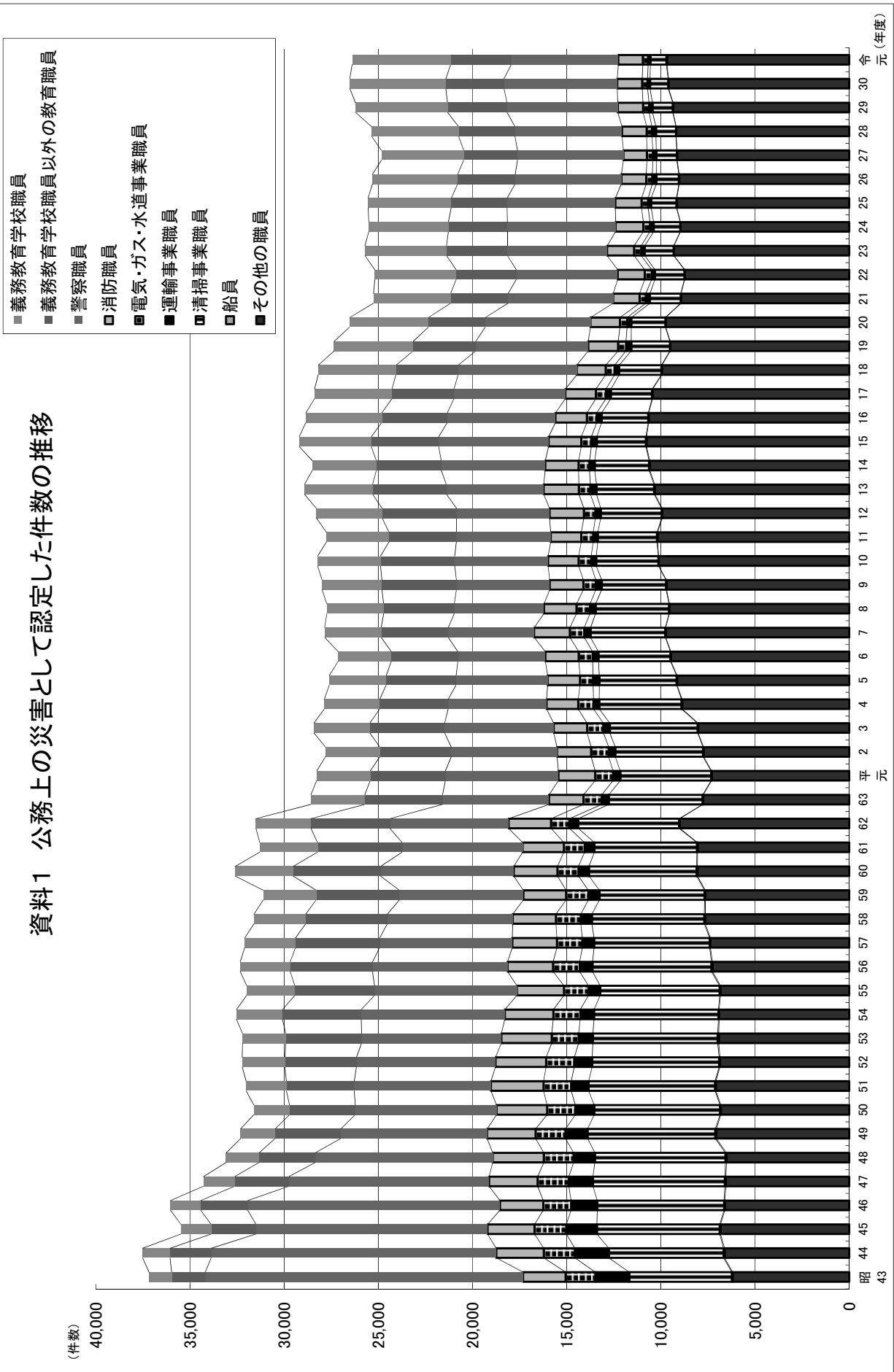
自 平成31年4月 1日
至 令和 2年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	620,291,555	経 常 収 益	675,133,290
補 償 費	331,318,424	負 担 金	572,718,734
休 業 補 償 費	331,318,424	負 担 金	572,718,734
福 祉 事 業 費	117,909,422	利 息 及 び 配 当 金	67,131,614
福 祉 事 業 給 付 費	117,909,422	預 貯 金 利 息	29,098
休 業 援 護 金	117,909,422	有 価 証 券 利 息	67,102,516
管 理 費 分 担 金	171,063,709	賠 償 金	34,881,011
管 理 費 分 担 金	171,063,709	賠 償 金	34,881,011
剰 余 金	54,841,735	有 価 証 券 益	390,000
剰 余 金	54,841,735	有 価 証 券 益	390,000
剰 余 金	54,841,735	雑 収 入	11,931
		雑 収 入	11,931
合 計	675,133,290	合 計	675,133,290

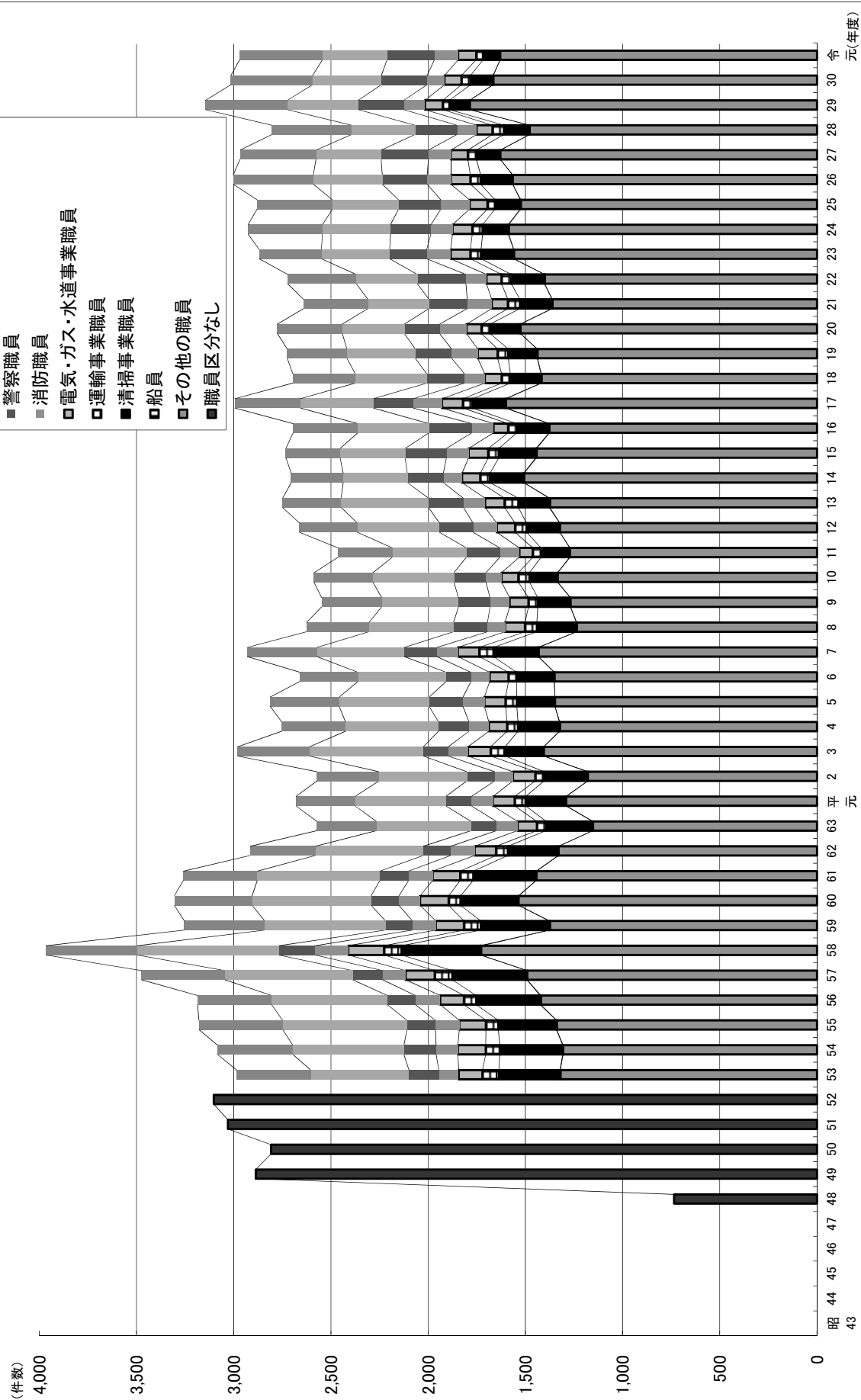
資 料

- 1 公務上の災害として認定した件数の推移
- 2 通勤災害該当として認定した件数の推移
- 3 補償及び福祉事業の件数の推移（普通補償経理）
- 4 補償及び福祉事業の支給額の推移（普通補償経理）
- 5 補償及び福祉事業の件数並びに金額の推移（特別補償経理）

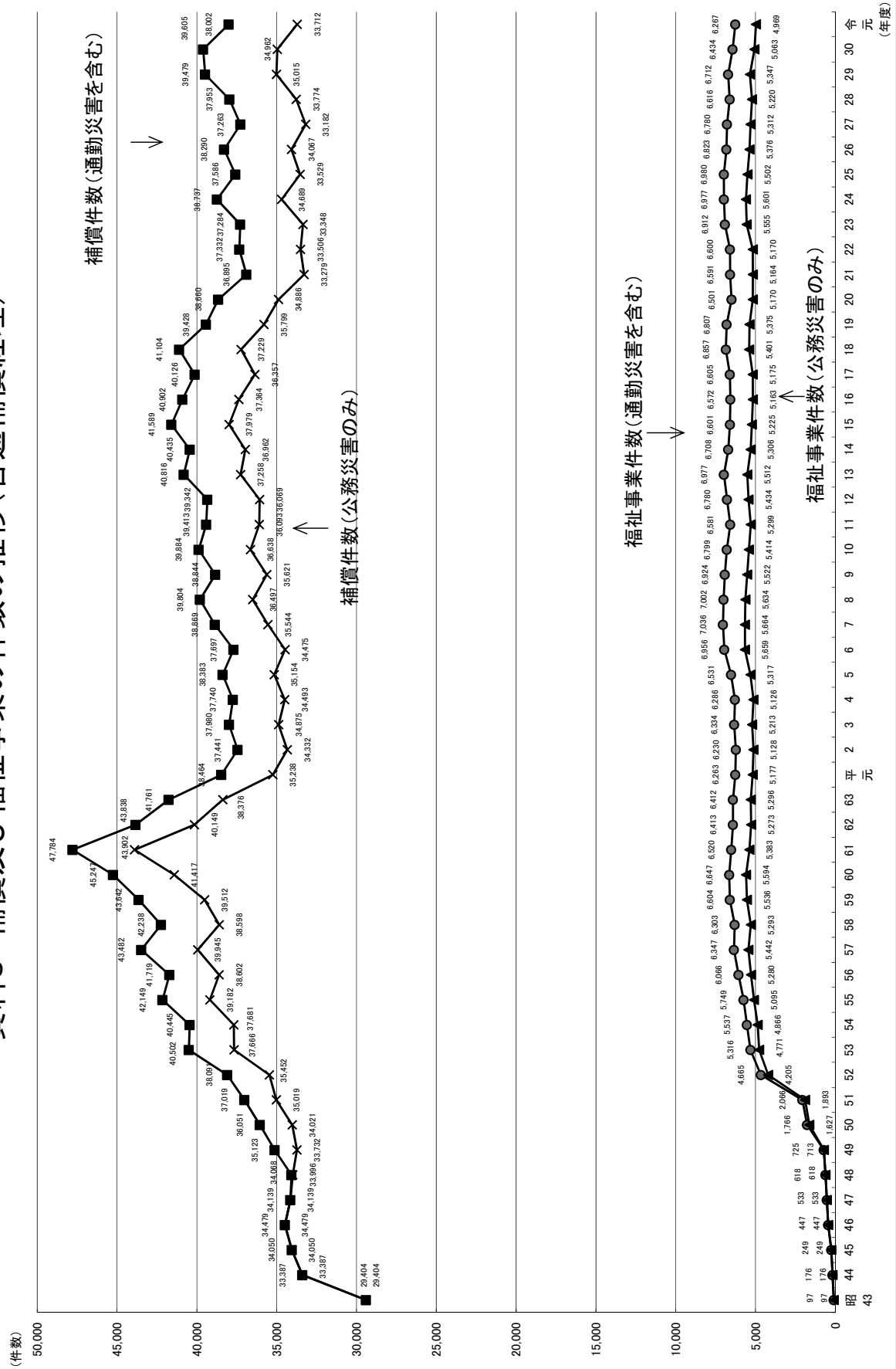
資料1 公務上の災害として認定した件数の推移



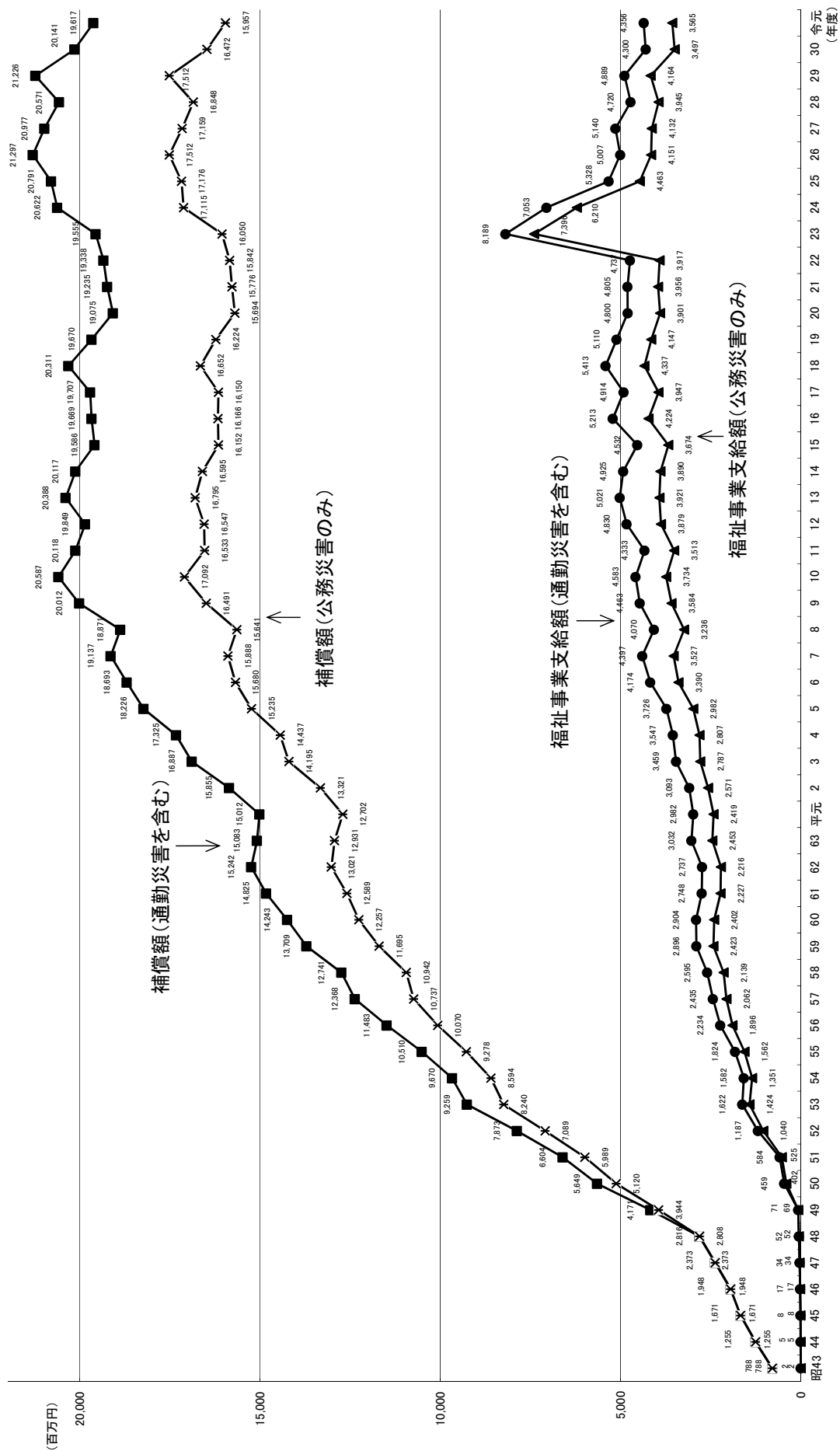
資料2 通勤災害該当として認定した件数の推移



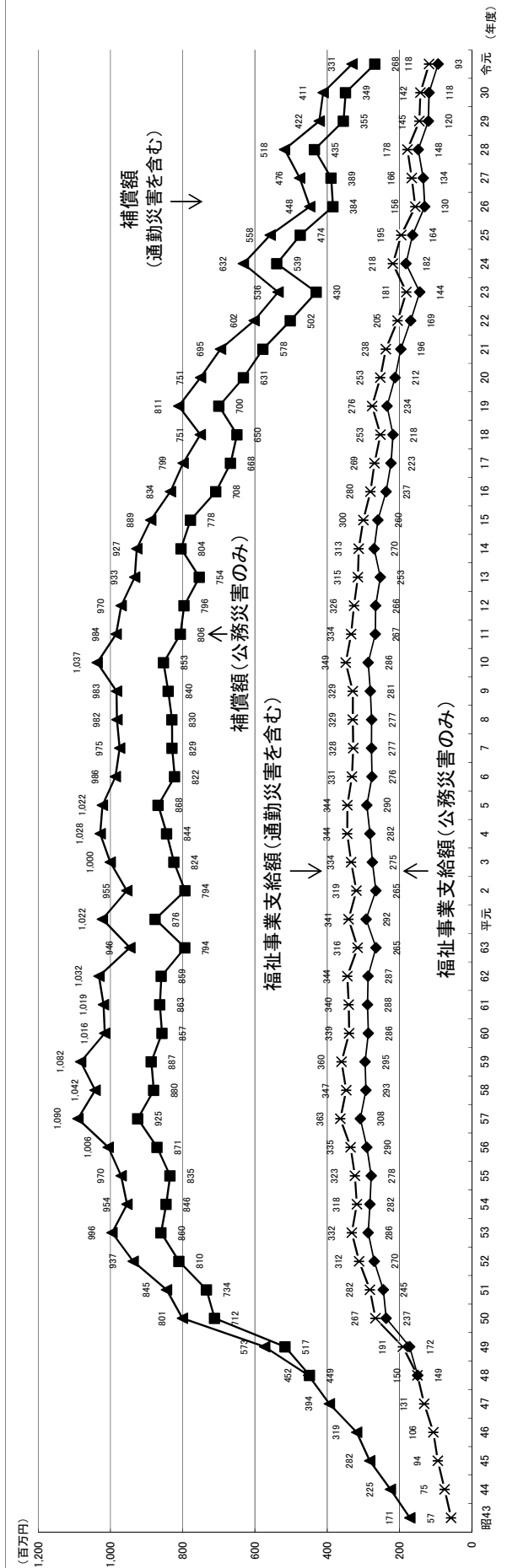
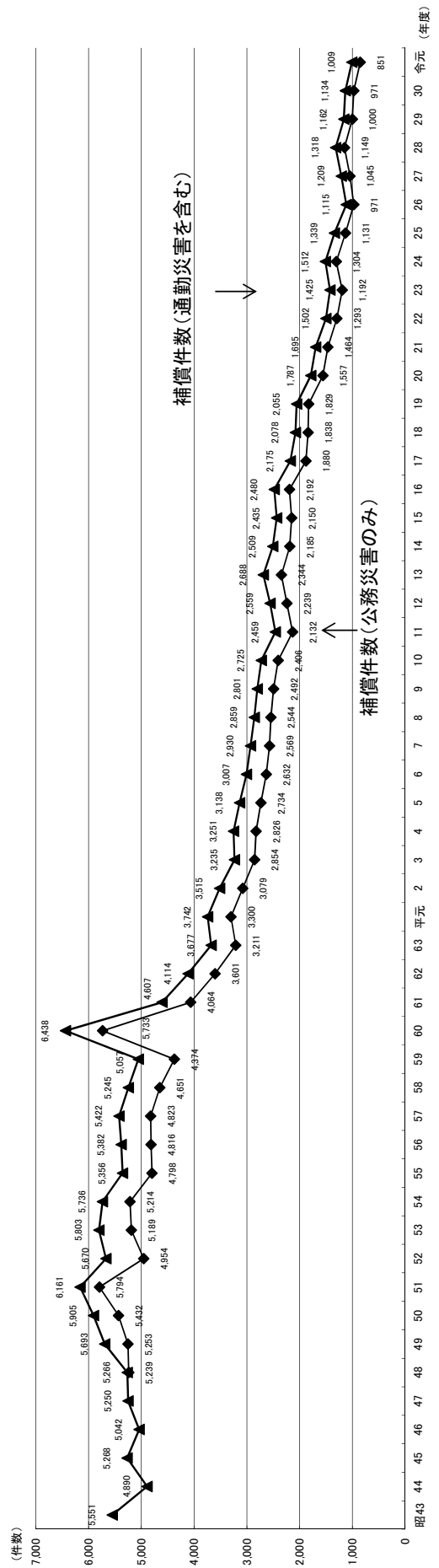
資料3 補償及び福祉事業の件数の推移(普通補償経理)



資料4 補償及び福祉事業の金額の推移(普通補償経理)



資料5 補償及び福祉事業の件数及び金額の推移(特別補償経理)



令和元年度
業務報告書

令和2年10月20日 発行

地方公務員災害補償基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目16番1号
平河町森タワー8階

TEL 03(5210)1341 FAX 03(5210)1347
URL <http://www.chikousai.jp>
